

# 七ヶ宿町学校施設新築基本構想

令和7年3月

宮城県七ヶ宿町教育委員会

# 目 次

第1	基本構想策定の経緯	
1	はじめに	P.1
2	新築基本構想に至るまで	P.6
3	上位計画とこれまでの検討	P.7
4	七ヶ宿町学校建設検討委員会の概要	P.8
第2	既存学校施設の概要と義務教育学校新設へ向けた考え方	
1	既存学校施設の概要	P.10
2	既存学校施設の状況（耐力度調査結果）	P.12
3	既存学校施設別劣化状況	P.16
4	通学区域と通学手段	P.22
5	児童数の見込みと学級数	P.22
6	義務教育学校と小中一貫型小学校・中学校の比較	P.22
7	義務教育学校新設へ向けた考え方	P.27
第3	学校施設の整備方針	
1	学校施設整備に関する基本的な考え方	P.28
2	学校施設整備に関する具体的な考え方	P.28
3	学校規模（必要面積）について	P.30
4	学校の設置候補地について (参考資料)用途地域、土砂災害警戒区域等位置図	P.33
5	国の補助金等の活用について	P.35
6	工程計画（案）	P.36

# 第1 基本構想策定の経緯

## 1 はじめに

### (1) 七ヶ宿町の現状と取組

七ヶ宿町（しちかしゆくまち）は、宮城県南西部に位置し、蔵王連峰を望む自然豊かな町です。町の面積は約263.09平方キロメートルと広大で、基幹産業は農業と観光です。七ヶ宿ダムや滑津大滝といった観光資源を活用した地域振興が進められています。



【参考データ】

面積：263.09km<sup>2</sup>（可住地面積31.24km<sup>2</sup>）  
人口：1,210人（令和7年1月31日現在）  
男女比：男性（約49%）、女性（約51%）  
世帯：590世帯（令和7年1月31日現在）  
学区：七ヶ宿小学校（本町全域）  
七ヶ宿中学校（本町全域）

昭和50年代後半から始まった七ヶ宿ダム建設に伴う水没地区の住民移転もあり、昭和25年に5,536人であった人口は年々減少し、令和7年1月末現在では1,210人、高齢化率は県内トップの約45%となっています。少子化も顕著で0～14歳人口は令和7年1月31日現在100人と、今後も微増減しながら推移していくものと考えられます。

町は持続可能な発展を目指し、令和2年に「第6次七ヶ宿町長期総合計画」を策定し、地域の活性化に向けた取り組みを行っています。

第6次長期総合計画では、3つのまちづくりの理念を掲げ、まちの将来像を『小さくても持続可能なまち～豊かさと幸せを実感できる住み心地100点のまち～』と定め、目標を実現するため、以下の5つのまちづくりの基本方針（施策の大綱）を掲げています。

- 「安心づくり」 誰もが健やかに安心して暮らせるまちづくり
- 「仕事づくり」 地域資源を生かした産業が活発なまちづくり
- 「人づくり」 子どもから大人まで心と身体を豊かに育むまちづくり
- 「環境づくり」 豊かな環境のもと快適に生活できるまちづくり
- 「つながりづくり」 地域みんなで支え合うまちづくり

これらの方針に基づき、七ヶ宿町は「自然と共生しながら発展する持続可能な地域づくり」を目指しています。

### (2) 教育の現状と課題

七ヶ宿町の教育環境は、七ヶ宿小学校と七ヶ宿中学校があります。児童生徒数の減少が進み、ここ数年での児童・生徒数は小中合わせて70人前後で推移していますが、少子化の影響を受けながらも、充実した教育を提供するための取り組みが行われています。町内の小中学校では、少人数教育の利点を活かした、きめ細やかな指導が行われています。

また、ICT教育の推進にも力を入れており、タブレット端末の導入やオンライン学習の活用が進められています。これにより、都市部と同等の教育機会を提供することを目指しています。さらに、地域の特性を生かした環境教育や歴史・文化を学ぶ機会も設けられています。

教育施設面では、耐震化や長寿命化の改修を行っていますが、着実に老朽化が進んでいることから、統廃合や教育環境の維持が課題となっています。教育の質を維持しつつ、地域全体で子どもたちを育てる環境づくりが求められています。

## ア セブツ宿町の人口推移

本町の人口は国勢調査施行令が制定された昭和55年以降、年々減少傾向にあり、令和7年1月末現在の人口は1,210人となっています。

将来の推計人口は、「第2期セブツ宿町ふるさと創生総合戦略（令和2年3月）」によると、減少傾向にはあるものの、かなり緩やかな傾向になり、令和51年には、総人口は718人と予測されています。

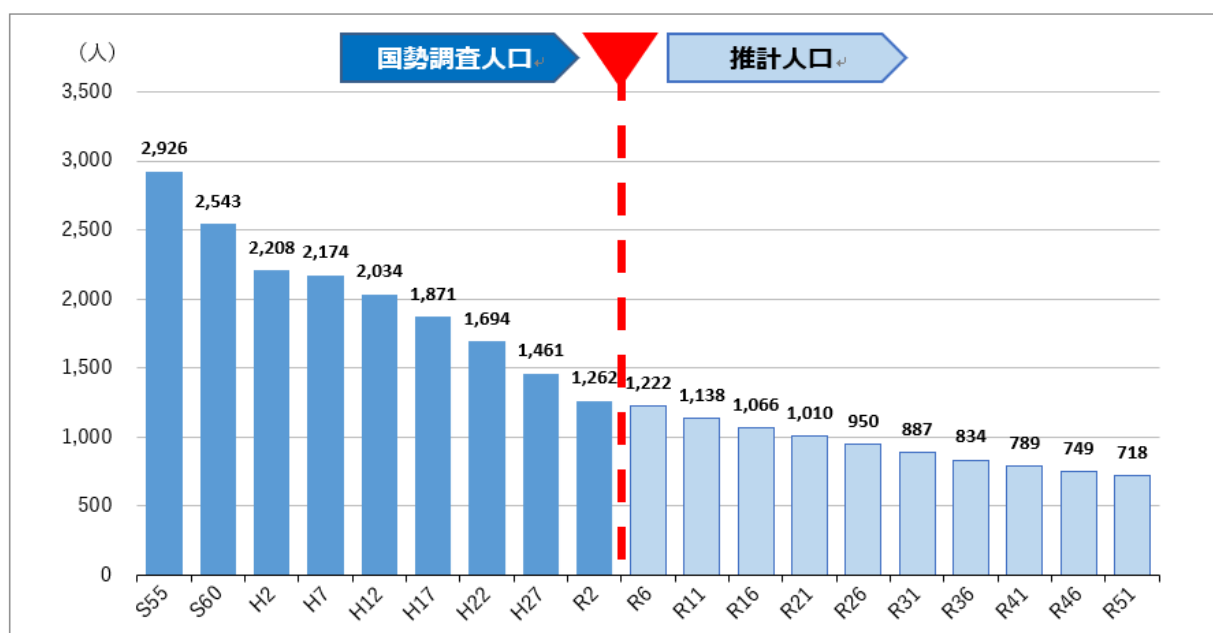
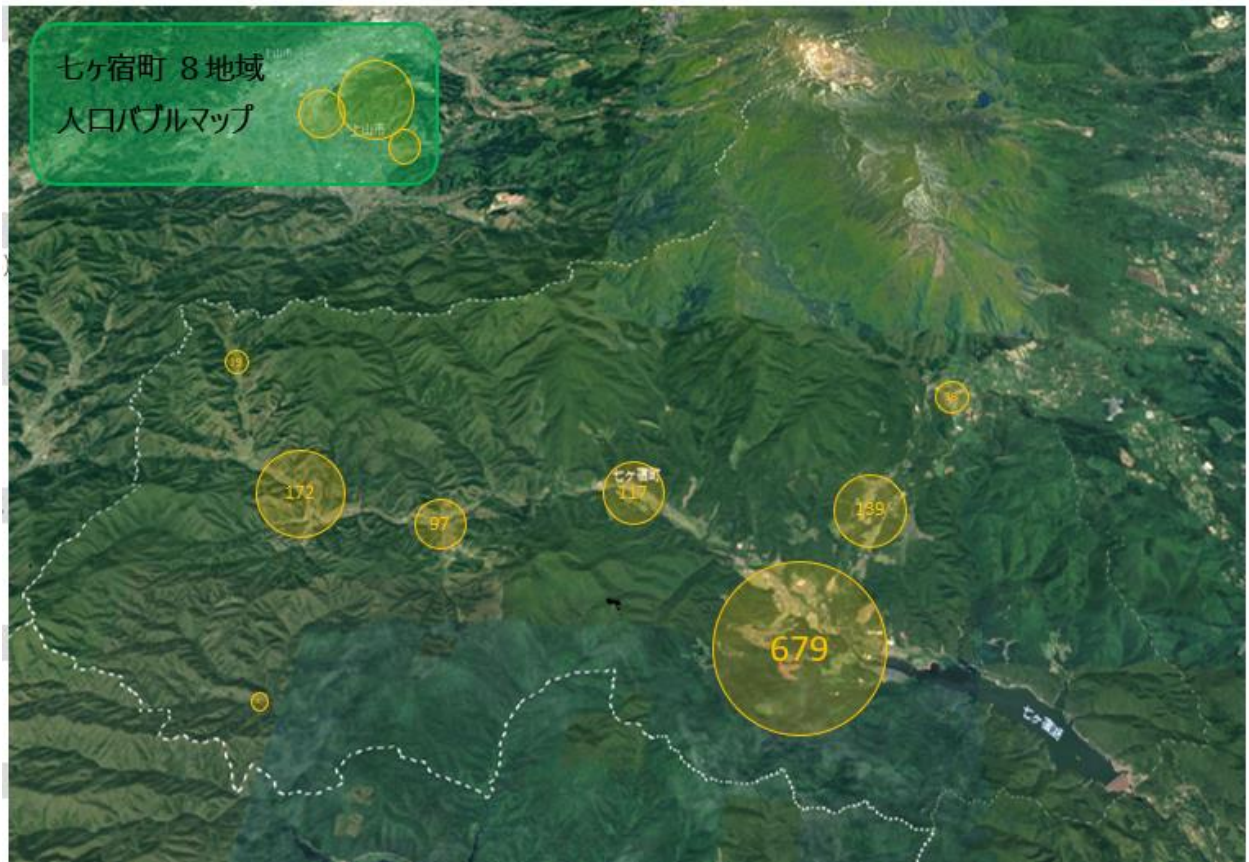


図 2.2.1 人口推移（S55～R2…国勢調査、R6～R51…「第2期セブツ宿町ふるさと創生総合戦略」より）

セブツ宿町公共施設等総合管理計画（令和4年3月改定）より

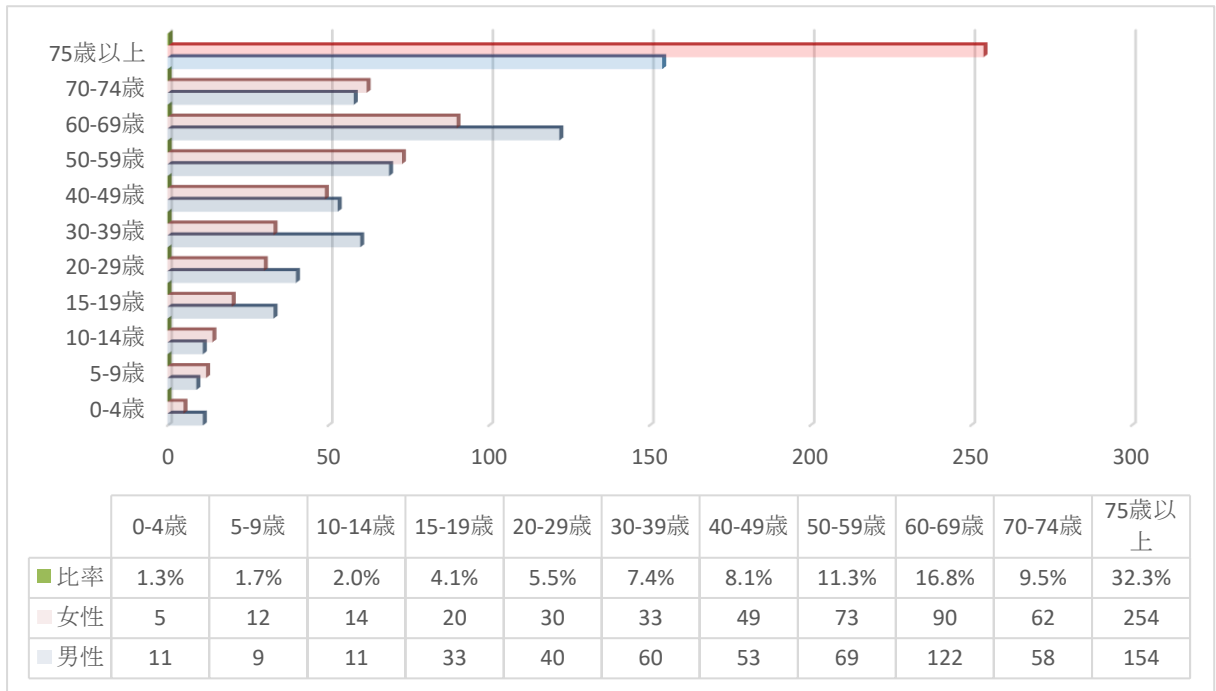
また学校施設の建設場所を検討するため、人口や子どもたちの集中度合を確認するためバブルマップを作成しました。

人口密度が最も高い関地域に、教育施設を整備することが有利と思われます。





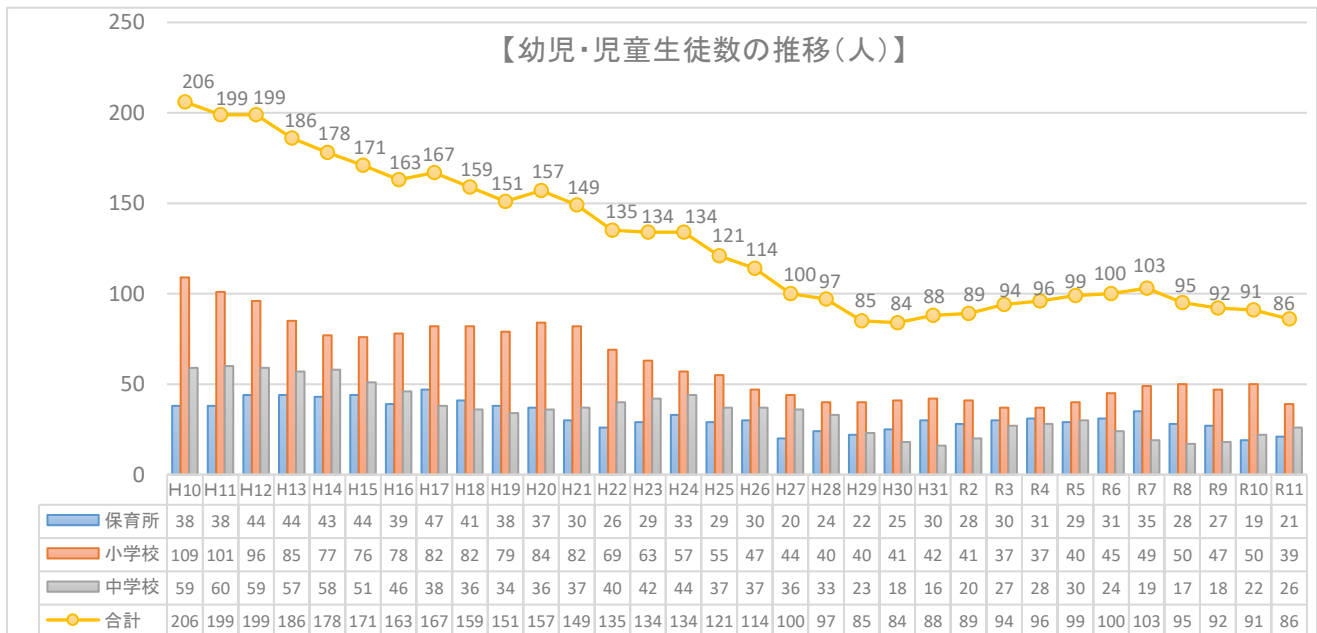
令和2年の国勢調査結果より、人口比率構成と男女比の割合をグラフ化しました。子育て世代が少ないこと、0～14歳までの子どもの数が少なく、40歳以上が総人口の75%を占める結果となりました。



### イ セブツ宿町の子どもたちの人口推移

平成10年までは200人を超えていた幼児・児童生徒数（0～15歳）ですが、人口の自然減により平成30年には84人まで減少しました。しかし、町が推進する移住促進施策などの成果により、減少に歯止めがかかっている状況です。

今後5年間は同水準で推移しますが、更なる未来は一学年10人を超える子どもたちの数を目指していきます。



※将来児童生徒数は、国の人口推計シート（コーホート変化率法）に基づく

### (3) これからの展望

七ヶ宿町は、少子高齢化や人口減少といった課題を抱えながらも、持続可能なまちづくりを目指し、さまざまな取り組みを進めています。町政運営の面では、定住促進や産業振興に重点を置きつつ、教育環境の整備にも力を入れ、今後は教育施設の充実や、コミュニティスクールの推進による地域との連携を強化することで、より魅力的な教育環境を提供し、子どもたちが安心して学べるまちづくりを進めていきます。

教育施策としては、グローバル化する社会の中で、子どもたちが誰一人取り残されずに、個々の可能性を引き出しつつ、地域や家庭で共に学び支え合う社会の実現に向けた教育を推進します。今回の学校施設建設に関わる事業を良い契機と捉え、七ヶ宿町教育基本方針の中で定められている「知」「徳」「体」のバランスの取れた児童生徒の育成を目指し、魅力ある教育活動、多様化した教育環境の一元的な体制の構築、保・小・中の一体的な連携等、地域の特性を活かした教育活動を推進します。

七ヶ宿町の未来を担う子どもたちのために、地域全体で支え合いながら、より良い教育環境を整備していくことが重要です。これからの町の発展に向けて、一人ひとりができることを考え、行動していくことが求められます。

## 2 新築基本構想に至るまで

七ヶ宿町には小学校2校と中学校2校の合計4つの小中学校がありました。平成9年に関中学校と湯原中学校が統合する形で七ヶ宿中学校が開校し、平成26年に関小学校と湯原小学校が統合し、七ヶ宿小学校が開校しました。現在では七ヶ宿小学校と七ヶ宿中学校の2校となっています。

しかし現在の小学校は建設後55年以上、中学校は45年以上を経過しており、躯体の耐震性は確保していますが老朽化、バリアフリー及び災害時の防災拠点機能などの課題を抱えています。

そこで、これからの学校教育で予測される様々な課題について検討するため、平成29年3月に「七ヶ宿町の教育の在り方検討委員会」を設置し、話し合いを行うほか地域住民の皆様からのご意見や要望を聞いたり、保護者の方へのアンケート調査を実施したりするなど、本町の学校教育に対する理解を深めてきました。

その成果として、平成30年4月に「七ヶ宿町学校教育基本構想」、同年9月には「七ヶ宿町立七ヶ宿小・中学校建設基本構想」を策定し、七ヶ宿町が目指す学校教育の姿と指針、小中学校建設に関する理念と実現するための基本的な方向性を示しました。

その中では、将来的に小中学校を一貫した義務教育と捉え、更に保育所や学校給食共同調理場を同じ地域に設置し、「学びのゾーン」としての建設構想を検討していましたが、財源についての検討や白石高校七ヶ宿校との施設利用の兼ね合いなどの課題があり、事業の推進が一時停滞していました。

しかし、七ヶ宿中学校の老朽化が進み大規模改修が喫緊の課題となったことや、全国各地で発生する様々な災害で、学校施設の避難所としての重要性が再認識されたことなどにより、改めて学校施設整備の必要に迫られています。

これらを踏まえ、これからの未来を担う子どもたちの学び舎を整備するとともに、住民の安心・安全のためにも学校施設の充実を図るため、改めて「七ヶ宿町学校建設検討委員会」を立上げ、「七ヶ宿町学校施設新築基本構想」を策定するものであります。



### 3 上位計画とこれまでの検討

今回の基本構想策定に当たり、指針や根拠となる上位計画や、過去に検討し教育や学校施設整備の方向性を示す資料の中から主だった7つを記載します。

#### (1) 上位計画

平成22年	3月	【町】	第5次七ヶ宿町長期総合計画
平成25年	11月	【国】	インフラ長寿命化基本計画
平成29年	3月	【町】	七ヶ宿町公共施設管理計画
平成30年	4月	【町】	七ヶ宿町学校教育基本構想
平成30年	9月	【町】	七ヶ宿町立七ヶ宿小・中学校建設基本構想
令和2年	3月	【町】	第6次七ヶ宿町長期総合計画
令和2年	10月	【町】	七ヶ宿町学校施設等長寿命化計画

「第6次七ヶ宿町長期総合計画」においては本町の現状から始まり、町民意見・アンケートの記載、まちづくりの課題及び本町の将来像がまとめられています。

第6章まちづくりの基本方針（施策の大綱）において、“「人づくり」子どもから大人まで心と身体を豊かに育むまちづくり（学校教育、生涯学習、スポーツ・レクリエーション）”の中に、“小中学校における一貫した教育・学習環境の整備を推進します。”と述べられています。

### 3 「人づくり」 子どもから大人まで心と身体を豊かに育むまちづくり (学校教育、生涯学習、スポーツ・レクリエーション)

中学生アンケートで、大人になったら町外に出ていくとする声が半数に及んでいるとおり、進学や就職が子どもたちの人生で大きな転機と捉えられています。

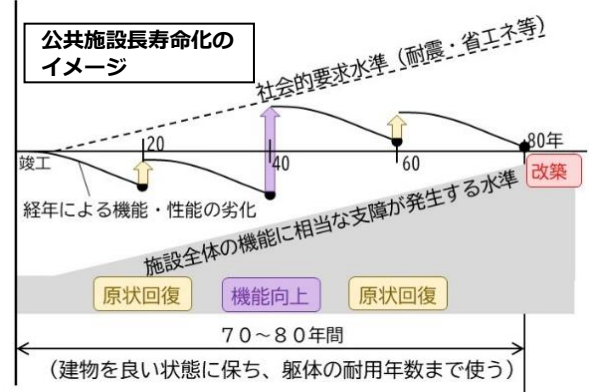
将来にわたって、目まぐるしく変わる社会環境の中で、個性を大事にしながら豊かな人生を送るためにも、時代のニーズに合った学校教育を通じた人間形成は重要であり、幼児教育との連携を図りながら、子どもたちの学力向上や適切な心身の発育につながるような小中学校における一貫した教育・学習環境の整備を推進します。

町民誰もが、生涯にわたって学び、発表する喜びを得ることができ、スポーツやレクリエーションに親しめるよう、歴史や伝統文化・芸術、スポーツに触れ合う各種講座や教室、発表会、展示会の開催などの機会と施設の充実を進めます。



第6次七ヶ宿町長期総合計画（令和2年3月七ヶ宿町ふるさと振興課）より

「七ヶ宿町学校施設等長寿命化計画」第4章においては、施設整備の基本的な方針等の中で学校施設の長寿命化計画の基本方針が整理されています。右図のような建物長寿命化イメージとこれまでの本町学校施設整備の実態が一部そぐわないこともあり、改めて検討が必要です。



特に中学校調査結果では、早急な建替対応が求められていることも報告されています。（考え方の1つですが改築した建物を良い状態に保つことに注力する考えもあります。）

同計画の第7章に「フォローアップ」として、“本計画（七ヶ宿町学校施設等長寿命化計画）は、学校施設を維持していくために試算し、改修や改築などの優先順位を設定するものです。今後、工事実施時期の調査や各年度の予算、社会を取り巻く状況の変化、学校環境の変化、その他様々な状況を踏まえ、5年間を基本として必要に応じ見直しを行うものとし、”と記載がありますが、本事業がこの見直し時期に該当し、対応を求められている業務という位置付けになります。

#### 4 七ヶ宿町学校建設検討委員会の概要

これまでの経緯や現状を踏まえ、設立した七ヶ宿町学校建設検討委員会の概要は次のとおりです。

##### （1）七ヶ宿町学校建設検討委員会設置基準（抜粋）

###### （設置）

第1条 小中一貫教育を踏まえた七ヶ宿町立学校施設整備の方向性を検討するため、七ヶ宿町学校建設検討委員会を設置する。

###### （組織）

第2条 委員会の委員は、次に掲げる者のうちから10名以内で教育委員会が委嘱する。

子どもの保護者、学校教員、町議会議員、教育委員、地区住民、町職員

その他町長が必要と認める者

###### （委員の任期）

第3条 委員の任期は2年とする。

###### （委員長および副委員長）

第4条 委員会に委員長および副委員長を置き、委員の互選により選出する。

(委員会)

第5条 委員会は、委員長が招集し、議長となる。ただし、委員長及び副委員長が選出されていない時は教育委員会が招集する。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、教育委員会において処理する。

## (2) 検討委員会の開催

今回の学校建設検討委員会は、各学校長を始めPTA会長、地域住民、町の職員を主とするメンバーにより構成され、合計4回開催されました。

### 【第1回検討委員会】 (令和6年12月11日開催)

町長の開会あいさつ後、上位計画及びこれまでの検討を踏まえた論議がなされ、既存七ヶ宿中学校・町民グラウンドの敷地内へ義務教育学校を新設することを目指すことに決まりました。

### 【第2回検討委員会】 (令和6年12月19日開催)

既存の七ヶ宿中学校・町民グラウンドの敷地内は一部土砂災害警戒区域に含まれることなどを考慮し、敷地のどのあたりに義務教育学校を設置するなどの議論がなされました。

### 【第3回検討委員会】 (令和7年1月31日開催)

第2回までの検討内容の詳細を詰める検討会として開催されました。詳細の検討が必要となり課題は次回検討委員会へ持ち越しとなりました。

### 【第4回検討委員会】 (令和7年3月14日開催)

第3回まで残った課題の解決と、基本構想(案)の内容を確認し、各委員の理解を得ることとで終了しました。

## 第2 既存学校施設の概要と義務教育学校新設へ向けた考え方

### 1 既存学校施設の概要

#### (1) 七ヶ宿町立七ヶ宿小学校

##### ア 基本情報

所在地：宮城県刈田郡七ヶ宿町

字利津保16番地1

敷地面積：25,920㎡

(白石高校七ヶ宿校と共同調理場を含む)

延面積：2,939㎡ (校舎：2,087㎡、体育館：852㎡)



##### イ これまでと現状

平成26年度4月に統合新設された七ヶ宿町唯一の小学校です。児童は、明るく素直であり、学校行事や諸活動に積極的に取り組んでいます。

また、旧関小学校と旧湯原小学校の文化を取り入れ、統合までに取り組んだ交流学习なども引継ぎ、その後の教育活動を通してさらに絆を強めていっています。町全体として様々な取り組みが行われており、保護者や地域の学校に対する期待も大きく、とても協力的です。

教育目標は“確かな学力と豊かな人間性を身につけ、ふるさと七ヶ宿を愛し、夢と志をもち、たくましく生きる児童の育成”です。



#### (2) 七ヶ宿町立七ヶ宿中学校

##### ア 基本情報

所在地：宮城県刈田郡七ヶ宿町

字瀬見原1番地

敷地面積：34,285㎡

(中学校+町民グラウンド)

延面積：2,837㎡ (校舎：2,204㎡、体育館：633㎡)



##### イ これまでと現状

不忘山を始めとする蔵王連邦を北に仰ぎ、山形・福島両県に接する七ヶ宿町内すべてを学区としています。生徒減少により湯原中学校が閉校して関中学校と統合する形で校名を変更。平成9年に「七ヶ宿中学校」として開校しました。

通学手段や施設設備等の教育環境が整備され、それを生かした教育活動内容の充実に努めています。生徒・保護者はもちろん、地域の方からも我が町の中学校との意識を持っていただいております。町全体で学校を支えてもらっています。

教育方針は“ふるさと七ヶ宿町を愛し、七ヶ宿中学校生徒としての誇りを持ち、一人ひとりの自主性・創造性を培うと共に、知育、徳育、体育、労育の充実に取り組み、人間性豊かで、現在及び将来にわたって学ぶ喜びを持ち、自他ともにたくましく『生きぬく生徒』の育成に努める”です。



### (3) 七ヶ宿町学校給食共同調理場

#### ア 基本情報

所在地：宮城県刈田郡七ヶ宿町字利津保1  
敷地面積：25,920㎡（七ヶ宿小学校敷地内）

延面積：270㎡



#### イ これまでと現状

本施設は七ヶ宿町学校給食共同調理場の設置及び管理運営に関する条例をもとに、七ヶ宿町が設置した施設です。

現在は本町の小学校、中学校及び白石高校七ヶ宿校の子どもたちへ給食を提供しています。



## 2 既存学校施設の状況（耐力度調査結果）

本町は学校施設として小学校、中学校及び共同調理場の3か所を保有しています。

### （1）学校施設建物一覧（令和6年度現在）

		建築年	築年数	構造	階数	延床面積
小学校	校舎	1968年(S43)	56年	RC造	2階建地下1階	1,847m <sup>2</sup>
	給食棟	1982年(S57)	42年	RC造	平屋建	240m <sup>2</sup>
	体育館	2006年(H18)	18年	木造	2階建	852m <sup>2</sup>
中学校	校舎	1978年(S53)	46年	鉄骨造	2階建	1,843m <sup>2</sup>
	増築棟	1998年(H10)	26年	鉄骨造	2階建	361m <sup>2</sup>
	体育館	1978年(S53)	46年	鉄骨造	平屋建	633m <sup>2</sup>
学校給食共同調理場		1991年(H3)	33年	RC造	平屋建	270m <sup>2</sup>

上記一覧からもわかるとおり小学校校舎、中学校校舎、中学校体育館の3棟は旧耐震基準（昭和56年以前）の建設・竣工となっています。また、築30年以上経過施設は5棟71%、築20年以上経過施設は6棟86%と老朽化が進んでいることがわかっています。

旧耐震基準で建てられた、小学校校舎、中学校校舎、中学校体育館3棟については、耐震診断及び必要とされる耐震化工事が実施済みであり、必要最低限の安全性は確保されています。

建物老朽化状況は令和2年度に策定した「七ヶ宿町学校施設等長寿命化計画」において、建築物劣化状況調査・確認を行っています。調査にあたっては、文部科学省策定の「学校施設の長寿命化計画作成にある手引き」（平成27年4月）及び「学校施設の長寿命化計画作成に係る解説書」（平成29年3月）を参考に施設の判定を行っております。



(2) 施設評価一覧 (令和2年調査時)

各施設の部位別劣化調査及び健全度調査結果は次のとおりです。

施設名・棟名 構造規模	建築年度	屋根 屋上	外壁	内部 仕上	電気 設備	機械 設備	健全度調査 点/100点
七ヶ宿小学校							
校舎 RC-3、1,847㎡	1968年 (S43)	B	B	B	C	C	66
給食棟 RC-1、240㎡	1982年 (S57)	B	B	B	C	C	66
体育館 W-2、852㎡	2006年 (H18)	B	B	B	B	B	75
七ヶ宿中学校							
校舎 S-2、1,843㎡	1978年 (S53)	C	D	D	C	C	20
増築棟 S-2、361㎡	1998年 (H10)	C	C	B	B	B	62
体育館 S-1、633㎡	1978年 (S53)	C	C	C	D	D	32
学校給食共同調理場							
共同調理場 RC-1、270㎡	1991年 (H3)	B	C	B	C	C	56

※施設評価基準

A:概ね良好(20年未満)

B:部分的に劣化(20~40年)

C:広範囲に劣化(40年以上)

D:早急に対応する必要がある(経年劣化に関わらず著しい劣化事象がある)

七ヶ宿町学校施設等長寿命化計画 (令和2年10月七ヶ宿町教育委員会) より

部位別劣化状況と施設評価結果は、施設利用者ヒアリングで整理した情報や、日常の保守点検などの結果をベースとして、文部科学省策定の「学校施設の長寿命化計画策定に係る解説書」の施設評価基準 (A~Dの4段階評価) に基づき、施設の調査を実施致しました。結果として、経年劣化20年未満である、A (概ね良好) 評価を得た建物部位はありませんでした。全体的に劣化や不具合がみられる結果です。

小学校においては主にB評価 (部分的に劣化) の報告ですが、雨漏れの跡が確認されています。電気設備・機械設備はC評価と、不具合の兆しが確認されています。

中学校においては、平成10年度に増築した棟を除いてほとんどがCおよびD評価の報告となっており、外壁・内部仕上・電気設備・機械設備は早急に対応する必要がある箇所も指摘されています。校舎、体育館ともに早急な対応が求められる結果となりました。

### (3) 耐震性の確認

校舎及び体育館の耐震性能確認については、「公立学校建物の耐震診断等実施要領に基づく耐震診断方法の適用等について（平成22年4月9日付 22施施助第5号）」に基づき実施しています。対象施設については、旧耐震基準（昭和56年6月以前）で建設された学校施設とし、耐震診断におけるIS値（構造耐震指標）が0.7以上、または耐策補強済みであれば長寿命化対象として検討を行いました。耐震診断を行った小学校校舎、中学校校舎、中学校体育館においては、診断結果を基に耐震補強の改修工事が行われ、評価の結果、上記記載の通りすべての施設で耐震性能基準を満たしたことが確認されています。

各学校の耐震診断性能評価一覧（令和2年調査時）

施設名	棟名	建築年度	耐震基準	耐震診断		コンクリート強度調査		耐震補強改修	
				診断年度	IS値(X/Y)	調査年度	平均強度(N/mm <sup>2</sup> )	改修年度	改修後IS値/工事実施
七ヶ宿小学校	新校舎	1968年(S43)	旧	2007年(H19)	2層 0.396	2006年(H18)	18.7	2006年(H18)	0.708
	給食棟	1982年(S57)	新						
	体育館	2006年(H18)	新						
七ヶ宿中学校	校舎	1978年(S53)	旧	2006年(H18)	1層 0.59/0.27	2006年(H18)	(18.0) 想定値	2008年(H20)	0.74/0.80
	増築棟	1998年(H10)	新						
	体育館	1978年(S53)	旧	2006年(H18)	2層 0.37/0.90	2006年(H18)	22.2	2008年(H20)	0.97/0.90
学校給食共同調理場	調理室	1991年(H3)	新			2020年(R2)	26.1		必要無し
<b>特記事項</b> ※1 旧耐震基準（昭和56年6月以前）で設計・建設された施設は、耐震診断により算出されたIS値が0.7未満であれば、耐震性能を満足していないものとなり、耐震補強が必要となる。 ※2 調査時のコンクリートの圧縮強度の平均値が、低強度(13.5 N/mm <sup>2</sup> 未満) の場合は、長寿命化に適さないと判定される。 ※3 調査時のコンクリートの中酸化深さの平均値が、30mmに達しているものは、長寿命化に適さないと判断される									

七ヶ宿町学校施設等長寿命化計画（令和2年10月七ヶ宿町教育委員会）より

#### (4) 躯体健全度調査

各学校施設の躯体健全度調査結果概要は、躯体の健全度評価基準に基づき、各施設を評価判定すると、コンクリートの圧縮強度においては、コンクリート圧縮強度13.5N/mm<sup>2</sup>以上、中性化深さ30mm未満となり、全ての施設が健全な状態であることが確認されています。（但し、中学校の校舎のコンクリート強度については、耐震診断時に想定値として採用された18.0N/mm<sup>2</sup>としております）

躯体の健全度調査結果一覧（令和2年調査時）

施設名	棟名	建築年度	経過年数 (年)	調査 箇所数	調査時の 平均強度 (N/mm <sup>2</sup> )	中性化 深さ平均 /判断	理論式による 中性化 深さ(mm)
七ヶ宿小学校	新校舎	1968年 (S43)	51	3	18.7	4.9mm 問題なし	27
	給食棟	1982年 (S57)	37				
	体育館	2006年 (H18)	13				
七ヶ宿中学校	新校舎	1978年 (S53)	41	3	(18.0) 想定値	調査なし	24
	給食棟	1998年 (H10)	21				
	体育館	1978年 (S53)	41	3	22.2	2.7mm 問題なし	24
学校給食 共同調理場	調理室	1991年 (H3)	28	3	26.1	10.2mm 問題なし	20
<p>特記事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>※1 調査時のコンクリートの中性化深さの平均値が、30mmに達しているものは長寿命化に適さないと判断される。</li> <li>※2 調査時点で理論値よりも中性化の進行が早ければ長寿命化に適さないと判断される。</li> <li>※3 理論値は、中性化理論式（浜田式）を用いて算定する。  <math>C = \sqrt{(t / 7.2)}</math> C：中性化の深さ、t：経過年数</li> </ul>							

七ヶ宿町学校施設等長寿命化計画（令和2年10月七ヶ宿町教育委員会）より

### 3 既存学校施設の劣化状況

既存学校施設（七ヶ宿小学校・七ヶ宿中学校・学校施設共同調理場）ごとの劣化状況の把握・整理、今後の改修内容を検討します。

#### （1）七ヶ宿小学校

##### 【校舎】

##### ○屋根・屋上

- ・ S59 年度の大規模改修工事にて、竣工時陸屋根だった部分に木造下地の鋼板横葺き屋根を載せて、勾配屋根を設置し自然落雪するようにしています。
- ・ 鋼板の一部に劣化が見られ、発錆も確認されている状態であり、屋根塗装や金物等の修繕が必要です。

##### ○外壁

- ・ H26 年度に外壁の塗装補修、金物や手すりなども共に塗装改修が行われておりますが、北側の腰部分の汚垂れが目立つようになってきています。
- ・ サッシ部分や柱近くの壁のクラック等も見受けられ、クラック処理を主とした補修が必要です。

##### ○内部

- ・ H26 年度の校舎改修工事により、トイレなども含め内装も改修されているようですが、教室、廊下など内部天井部分に雨漏り跡も見受けられます。ダルマストーブ用の煙突部分には、アスベストが使用されている可能性があり、封じ込めを行ったとのことですが、除去はされていないようであり、早急な除去が必要です。
- ・ 体育館渡り廊下との連結部分、食堂棟との渡り廊下部分、防火区画の位置など、建築基準法上の既存不適格建築物の確認が必要となっております。
- ・ 床スラブにクラックが多く発生しており、構造的補修が必要と思われます。

##### ○消防設備

- ・ R元年の点検では、自動火災報知設備は「良」、消火器は「不良」（製造日より10年経過したものが1本あり）との指摘を受けている状態です。

##### ○電気設備

- ・ 照明器具はH26年度の校舎改修時に、LED 仕様のものに交換済みです。
- ・ これまでキューピクルがありませんでしたが、H31年度の普通教室に冷房機器を設置した工事に伴い、R元年度にキューピクル新設工事が行われました。配線等は経路変更されておりますが、既存の電気の盤などは、解体せずにそのまま外壁に取り

付けられたままになっています。尚、配管、配線等については随時修繕を行っている状態です。

- ・太陽光発電の設備は、H27年度に非常用電源と蓄電池の利用の為に設置されており、状態に問題は無いようです。

#### ○給排水衛生・空調設備

- ・給水設備は H26年度に、校舎改修時に配管露出にて更新工事済です。
- ・排水設備は竣工当時の鉛管のまま使用されており、腐食による排水管の劣化により漏水している箇所が見られ、教室内の手洗器排水に器具の劣化による水漏れがあり、バケツで対応しているなど、使用禁止となっている部分が多い状態です。排水設備の改修にはある程度大規模な工事が必要です。
- ・配管内の清掃やカメラ調査などは、高圧洗浄などで配管劣化部分の破損なども予想される為、実施されていない状況です。
- ・H31年度に冷房設備設置は行われましたが、暖房設備についてはFFストーブ（灯油）のままであり、修理の場合の部品供給が困難など、今後のメンテナンスにも問題が残る為、新設が望ましいと思われます。

#### 【給食室棟】

##### ○屋根・屋上

- ・H21年度にシート防水からアスファルト露出防水に改修されましたが、既に保証期限の10年を経過し、部分的に劣化事象が見受けられる為、修繕が必要です。
- ・渡り廊下屋根については、折板屋根に発錆部分があり、水切り金物との取り合い部分の損傷箇所や、踏み抜きか落雪による折板自体の損傷箇所もある為、修繕が必要です。

##### ○外壁

- ・外壁塗装は補修済ですが、腰部分の塗膜の剥がれが見られます。屋根底の軒裏部分に、コンクリートの劣化による破損等が見られ、鉄筋が見えている部分があります。部分的な補修が必要です。
- ・校舎との渡り廊下は、仮設的な資材での設置の為、汚れなども含め劣化が激しいものとなっています。

##### ○内部

- ・内装についてはクロスの剥がれがある程度ですが、断熱処理や湿気対策等に伴う内装の修繕も必要です。H21年度の改修工事にて、別棟のWCを改修していますが、鉄筋コンクリート造で壁が断熱仕様では無い為、ヒーターを設置しても凍って破裂補修を繰り返す為、使用禁止となっています。使用頻度の確認やWCの必要性を検討する必要があります。

○給排水衛生・空調設備

- ・冷暖房設備は設置されており、現段階では問題はありません。

【体育館】

○屋根・屋上

- ・勾配屋根で樋や雪止め等の金物も無い為、鋼板の経年劣化以外に大きな問題はありません。軒先に鳥の巣がある為、下屋屋根に糞尿等が溜まっている状態です。このまま放置しますと鋼板の劣化を早める為、除去やクリーニングが必要です。

○外壁

- ・大断面構造材の柱、梁が木部あらかしの為、見えがかりの部分の劣化が進んでいます。現在の木部の状態に合う対候性の塗装などの処置が必要です。

○内部

- ・壁のクラックなど一部補修が必要な箇所があります

○消防設備

- ・R元年の点検では、消火器設備、屋内消火栓設備、非常電源専用受電設備、自動火災報知設備、誘導標識設備での「良」となっており、是正事項もありません。

○電気設備

- ・体育館の照明等はH27年度にLED化を行っております。照明のオートリフターは管理上、リモコン操作部に使用不可シールを貼っています。

○給排水衛生・空調設備

- ・体育館の暖房機器は、チップボイラーと灯油焚きボイラーの2基での併設運用ですが、2基とも稼働しておらず現在は備品の可動ジェットヒーターで対応しています。

(2) セネ宿中学校

【校舎】

○屋根・屋上

- ・校舎の長尺鋼板瓦棒屋根については修繕されていますが、玄関屋根の防水・笠木金物、ドレイン等、渡り廊下の鋼板屋根などは竣工当時から修繕されておらず、劣化状態が著しい為、改修が必要です。

○外壁

- ・外壁のスチールパネルユニットは塗装更新されていますが、取り合い部分は劣化が激しく、発錆、腐食、変形が見られます。また、パネル構造上、有効な断熱材が無い為、竣工当時より夏暑くて冬寒い状態が続いております。外壁の断熱改修などの根本的な対策が必要です。



- ・基礎腰部分の劣化も目立ち、階段室の外壁ALC板は一部爆裂して鉄筋があらわしになっている部分があり、全体的な補修が必要です。
- ・鉄骨階段や手すりなどの金物部分は、発錆・破損など劣化が激しく、部材交換などの根本的な改修が必要です。

#### ○内部

- ・H20年度の耐震補強工事で当該室を改修した程度で、内装は竣工当時から変えておらず、教室、廊下など内部天井部分に、以前の雨漏り跡が残ったままとなっており、内装の改修が必要です。
- ・スチールユニットパネルに起因した外壁の断熱性能が極端に悪く、内部の断熱改修よりも外壁自体の改修が必要です。
- ・1階床仕上材に亀裂や撚りが目立ち、不陸や段差が発生しています。床スラブ躯体よりのクラックと思われる為、構造的な補修が必要です。
- ・防火区画、防火上主要な間仕切壁が適切に設置されておりません。防火処理の改修が必要です。建築基準法上の既存不適格建築物の確認（施行令第114条第2項）が必要です。

#### ○消防設備

- ・R元年度の点検では、校舎・増築校舎・体育館共に、屋外消火栓設備、非常電源専用受電設備、自動火災報知設備、漏電火災警報器、誘導灯及び誘導標識、防排煙制御設備については「良」とされており、消火器については「不良」（消火器耐圧性能試験又は更新が必要。消火器は、製造日より10年経過したものが1本あり）との指摘を受けています。指摘事項については是正が必要です。

#### ○電気設備

- ・照明器具は、校舎棟のみH29、H30年度にLED仕様のものに交換済みであり、配管、配線等については随時修繕を行っている状態です。
- ・既存のキューピクルはH20年度に内部改造されておりますが、改造後10年が経ち、再更新の時期が経過しています。

#### ○給排水衛生・空調設備

- ・給水、排水設備共に竣工当時のままで、衛生機器・配管共に劣化が激しいと考えられます。トイレの手洗い場、図書室内手洗いなどは使用禁止のまま修繕されておりません。美術室の排水修繕では、外部露出配管にて改修を行っています。
- ・外部の下水排水管は、建物前面の植込部分に埋設されており、植栽の根張りにより排水管が詰まり、職員室に逆流するなどの事象があり、現状ではメンテナンスができる状態になっておりません。メンテナンスしやすい排水経路の再考と共に、配管更新など根本的な改修が必要です。

- ・ H31年度に冷房設備設置は行われましたが、新築当時より重油ボイラーによる、セントラル空調方式による暖房設備が機器ともに耐用年数は過ぎており、部品等メンテナンスから見ても機器の更新が必要です。

#### 【増築棟】

##### ○屋根・屋上

- ・ 折板屋根、笠木取り合い金物等の劣化が進行しており、渡り廊下折板は校舎棟からの落雪が原因と思われる軒先の破損があり、修繕が必要です。

##### ○外壁

- ・ 外壁サイディングの汚垂れ、北側部分の発藻等、汚れが目立ち、クリーニングと共に塗装修繕が必要です。
- ・ 鉄骨階段の発錆、壁との取り合い部分の金物などの劣化が激しく、ケレン後の塗装改修等の処置が必要です。

##### ○内部

- ・ 増築部の内装に関しては、経年の汚れなどの他に大きな問題はありません。

##### ○電気設備

- ・ 増築部分の照明器具はH30年度にLED仕様のものに交換済で、現段階での不具合はありません。

##### ○給排水衛生・空調設備

- ・ 増築部分には現段階での大きな不具合はありません。

#### 【体育館】

##### ○屋根・屋上

- ・ 曲面の鋼板屋根板全体に発錆・劣化が見られ、水切り・笠木等の取り合い金物も、全体的に劣化破損しており、部分的な補修を重ねて来ています。塗装改修だけでは修繕できない部材の損傷がある為、屋根材の葺き替えなどの改修が必要です。

##### ○外壁

- ・ 北側部分の外壁、コンクリートの腰部分については、発藻、黒カビ、地盤からの雨はね汚垂れなど汚れが激しく、積雪への対応が必要です。
- ・ 窓やドアのユニットに発錆、腐食、変形が見られ、塗装改修だけでは修繕できない部材の損傷がある為、外壁材の更新などの改修が必要です。

##### ○内部

- ・ 体育館のコートの床などに常時雨漏れしている状況で、屋根下地の木毛セメント板の剥がれや落下なども考えられ、生徒の活動時、一般的な安全上においても危険な状態が続いており、早急な改修が必要です。
- ・ 内壁、床共に経年劣化の損傷が多く、床材更新の改修が必要です。

- ・豪雨時に地下の廊下が水浸しになる状態で、補修を行っておりますが、原因究明と共に、根本的な対策や処置が必要です。

#### ○電気設備

- ・体育館の照明器具（水銀灯）は、新設以来交換しておらず、球交換時には高所作業車が入れない為に足場を組んでの工事が必要となるなど、学校の体育館に必要な機能としての根本的な改修が必要です。

#### ○給排水衛生・空調設備

- ・設備自体が老朽化している以外に、現段階での大きな不具合はありません。

### （3）学校給食共同調理場

#### 【調理場】

#### ○屋根・屋上

- ・勾配屋根は鋼板の状態、雪割棟、金物共に大きな不具合はありません。

#### ○外壁

- ・塗装の剥がれや、一部に鉄筋が見える部分があり、事務所側の外壁面は中性化が進行している為、コンクリートの中酸化防止修繕等の改修が必要です。

#### ○内部

- ・内部には雨漏りやクラックなどの大きな不具合はありません。壁天井の仕上材や塗装部分の修繕については、経年劣化が進行する為定期的に必要です。

#### ○電気設備

- ・配管、配線等については随時修繕を行っています。

#### ○給排水衛生・空調設備

- ・令和元年度にボイラー交換は行っていますが、給湯配管が銅管の為、経年腐食が進んでいます。
- ・給水・排水管はピットがある為、比較的メンテナンスは容易ですが、朝一番の給水について錆水が出るなどの事象が発生している為、配管内部や継手の劣化についての調査を行い、必要に応じて配管の改修が必要です。
- ・給排気ファンは交換済みです。
- ・エアコンは設置済みです。

#### 4 通学区域と通学手段

小学校中学校とも町全域が通学区域対象となります。通学手段においても現状同様（徒歩・スクールバス送迎）となる見通しです。

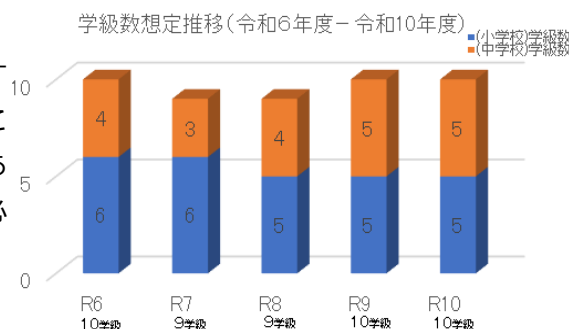


七ヶ宿町ホームページより

#### 5 児童数の見込みと学級数

前述のとおり人口の自然減により児童生徒数は令和元年に58人まで減少しましたが、本町移住促進施策の成果により減少に歯止めがかかり今後5年間は同水準で推移し、令和10年度には70人を超える見込みです。

以上の見込みのように、学級数変位は右表となりますが、基本的には9-10学級程度において推移します。これは小学校の一部分の学年が複式学級によるものであるため、学級数は最低でも11室（普通9、特支2）は必要と考えます。



#### 6 義務教育学校と小中一貫型小学校・中学校の比較

小中一貫教育については、平成27年に学校教育法等が改正され、平成28年度から、義務教育学校、小中一貫型小学校・中学校（併設型・連携型）の3類型が制度化されています。

前提として前述の通り中学校舎と体育館の建替えと小学校施設の現状、七ヶ宿町における小中一貫教育の在るべき姿を総合的に検討し、文部科学省から公表されている3類型を七ヶ宿町に当てはめてシミュレーション、メリット・デメリット比較を行いました。

(1) 3類型とシミュレーション

類 型	小中一貫型小学校・中学校		
	①義務教育学校	②併設型	③連携型
設置者	— 七ヶ宿町教育委員会	同一設置者 七ヶ宿町教育委員会	異なる設置者 例:七ヶ宿町教育委員会と 白石市教育委員会 ※近隣市町村の学校関係も あり得る
修業年数	9年(前期6年+後期3年) 入学式・卒業式は一度	小学校6年、中学校3年 入学式・卒業式は二度	
組織・運営	校長1人、1つの教職員組織 例:1つの校舎に校長室、職員室が一つ	校長2人、2つの教職員組織 例:2つの校舎にそれぞれ校長室、職員室	
	1人の校長の下で1つの教職員集団が一貫した組織運営	各学校における教育を一貫して施すためにふさわしい組織運営の仕組みを整えることが要件	併設型を参考に、適切な運営体制を整備すること
免 許	原則小学校・中学校の両免許状を併有 片方しか持っていないくても前期又は後期課程の教諭として指導可能	所属する学校の免許状を保有していること 現状どおり	
教育課程	・9年間の教育目標の設定 ・9年間の系統性・体系性に配慮がなされている教育課程の編成		
特例 教育課程の	一貫教育に必要な独自教化の設定	○ 小中一貫教育の軸となる独自教科等の実施など	○ ※文科省申請必要
	指導内容の入替え・移行	○ 小中学校各段階における教科の入替え 小中学校各段階の指導内容の前倒し・後送りなど	×
施設形態	施設一体型・施設隣接型・施設分離型		
	1つの校舎 例:中学校を建替えし義務教育学校校建設	併設した2つの校舎 例:小学校敷地に中学校を増設	町内外に2つの校舎 例:七ヶ宿小学校と小原小中学校
設置基準	前期課程は 小学校設置基準 後期課程は 中学校設置基準を準用 弾力的な運用が可能	小学校には小学校設置基準 中学校には中学校設置基準を適用 特別な事情があれば相互の施設利用可能	
標準規模	18学級以上 27学級以下	小学校、中学校それぞれ 12学級以上18学級以下	
	地域の実態その他により特別な事情のあるときはこの限りでない		
通学距離 (基準の距離は 徒歩・自転車)	おおむね6km 以内	小学校はおおむね4km 以内 中学校はおおむね6km 以内	
	最長約13km(湯原地区から小中学校)		仮に小原小中学校へ通学 の場合最長約26km
設置手続き	市町村の条例 町議会の議決が必要	市町村の条例 町議会の議決が必要	

## (2) 類型別メリット・デメリット

①義務教育学校	
メリット	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 9学年をとおしての関わりが増えることにより、低学年は先輩に憧れ、高学年は後輩への思いやりの心が育まれることが期待される</li> <li>(2) 学年段階の区切りを「4-3-2」や「5-4」など柔軟に設けることにより、区切りごとに重点を定めて指導体制を取ることができる</li> <li>(3) 中学校に進学する際に生じる心配や先輩・後輩の関係になる「ギャップ」が緩やかになる</li> <li>(4) 多くの教職員からの指導で、より多彩な学びを得ることが期待される</li> <li>(5) これまで小学校と中学校で別々に行っていた指導や事務を、一人の校長のマネジメントの下で教職員が一体的に行える</li> <li>(6) 教職員定数上、総括担当の副校長または教頭が配置、学校事務職員等が複数配置されることで、効率的な業務や円滑な引継ぎが期待できる</li> <li>(7) 小中学校相互の教員が、相互の子どもたちの姿を見ることにより、9年間の学習や日々の教育活動を一貫してイメージすることができる</li> <li>(8) 子どもがどの場面の学習でつまずき、課題があるのかが把握しやすくなる</li> <li>(9) 前期課程の学級担任制に、後期課程の教科担任制を組み合わせることにより、学級担任の負担軽減と、子どもたちへの幅広い学びの機会が期待される</li> <li>(10) 一貫教育の軸となる新教科等の創設や、学年段階間・学校段階間での指導内容の入替え等、一貫教育の実施に必要な教育課程上の特例を設置者の判断で実施することができる</li> <li>(11) コミュニティスクールや地域に開かれた学校の推進がより一層図られる</li> <li>(12) 学校施設維持管理が一元化しランニングコストが抑えられる</li> </ul>
デメリット	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 小学校卒業、中学校入学の機会が無くなり、節目の機会が減る</li> <li>(2) 小学校6年生の段階で、学校のリーダーである最高学年を経験できるという大きな成長を促す機会がなくなる</li> <li>(3) 新教科等の創設や、学年段階間・学校段階間での指導内容の入替え等を行った場合、他校からの転校または他校への転校の際、学習の進捗度合いに差が出て、異なる環境に戸惑う可能性がある</li> <li>(4) 高校進学や就職など、将来の環境の変化を想定した適度な段差がなくなる</li> <li>(5) 小中学校の組織文化の違いを乗り越える必要がある</li> <li>(6) 導入までの運営方法や具体的な計画を新たに構築しなければならない</li> <li>(7) 開校に関する手続きや校歌・校章など新たに設定しなければならない</li> <li>(8) 校長が小・中双方の校長会や研修会等に出席しなければならない</li> </ul>
小中一貫型小学校・中学校 ②併設型 ③連携型	
メリット	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 小学校6年生の段階で、学校のリーダーである最高学年を経験できるという大きな成長を促す機会がある</li> <li>(2) 中学校に入学することで気持ち新たに学校生活をスタートすることができる</li> </ul>
デメリット	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 中学校に進学するタイミングで不登校が増える可能性が高い</li> <li>(2) 小学校と中学校それぞれに校長や管理職が配置されていることで、一貫教育についての意思決定や意思統一に時間がかかる場合がある</li> </ul>

※「3類型」とは ①義務教育学校 ②小中一貫型小学校・中学校：併設型  
③小中一貫型小学校・中学校：連携型

※学校教育法施行規則

第79条の3 義務教育学校の学級数は、18学級以上27学級以下を標準とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情のあるときはこの限りでない。



#### ア 3類型共通のメリット

○個別の大臣指定の手続を経ることなく教育課程特例の実施が可能

○政府による支援策等（H28時点）

- ・小中一貫教育の導入に伴い学校統合を行う場合の教員加配
- ・小中一貫教育を実施する際の専科指導等のための教員加配
- ・新增築（原則1／2負担）や改修時（原則1／3補助）施設整備支援
- ・小、中学校への同じスクールカウンセラーの配置
- ・小中一貫教育と組合せてコミュニティスクールを導入する取組への支援

○後期課程の部活動と前期課程のクラブ活動を連動させることができる

○新校舎になることで児童生徒が学ぶ環境、教職員の職場環境が改善される

○災害時の避難施設として整備が図られる

#### イ 3類型共通のデメリット

○校舎建設の財源を確保しなければならない

○廃校になった小学校施設の利活用を考えなければならない

### （3）比較検討

前提として、中学校舎と体育館の建替えと小学校施設の現状、七ヶ宿町における小中一貫教育の在るべき姿を総合的に検討します。

#### ア 類型について

③連携型は異なる設置者（二つの市町村にまたがる場合など）を想定したものであるため選択肢より除外します。

①義務教育学校と②併設型を比較した結果、一貫教育を実践するのであれば、組織・運営およびメリット・デメリットを鑑みて、①義務教育学校が適していることが分かりました。メリットが圧倒的に多く、まさしく小中一貫教育のための制度です。デメリットも確かにあり、開校までにクリアしなければならないプロセスも多くありますが、全国各地で既実践している先進事例などを参考に解決できると考えます。

#### イ 設置場所について

平成30年に策定した「七ヶ宿町立小・中学校建設基本構想」では、建設候補地として「案①小学校敷地に増設」「案②中学校敷地に新設」の2案を想定していました。案①では、小学校敷地に中学校舎を増設したとしても、小学校舎が既に55年以上経過しており、長寿命化工事を行っているとはいえ老朽化が懸念されること、比較的小さな体育館と狭いグラウンドを小学校・中学校・白石高校七ヶ宿校の3校で共同利用しなければいけないことといった懸念材料がありますが、建設工事費は新築よりも縮小されます。

案②では、建設工事費が増改築よりも増大しますが、魅力的な設計やレイアウトの自由度が大きくなります。

設置場所を検討するにあたり、次の視点で検討しました。

- 子どもたちの視点
- 教職員の視点
- 地域住民の視点
- 避難施設としての視点
- 設置者の視点

## 7 義務教育学校新設へ向けた考え方

平成27年に文部科学省において策定された「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」では、全国的な人口減少や少子高齢化、人口の都市一極集中などを背景に、都市部の小中学校は人数が増加し、地方の小中学校は廃校の危機に瀕しているといった、人口の偏在が加速していると述べています。これを受けて、全国の市町村では学校の適正規模・適正配置について検討を始めました。

文部科学省は、令和4～5年度の2年間における統合事例などについて実態調査を行った結果、全国の統合総数は、令和4年度が160件、令和5年度が132件、複数年度に跨った事例が1件で、計293件。うち、小学校同士の統合が167件、中学校同士の統合が66件、小学校と中学校を統合して義務教育学校を設置した事例が49件もありました。

統合後の学校の設置場所は、「統合前の学校のうちの一つの敷地」が91%、それ以外が9%。統合に伴い実施した施設整備は、「新增築」が19%、「改修」が26%、「改修+増築」が8%、「特になし」が47%。統合の検討開始から開校までの期間は、「1～3年間」が45%、「4～6年間」と「7年間以上」がそれぞれ27%という結果でした。

このような国の方針、全国市町村の動向、七ヶ宿町のこれまでの経緯と現状を踏まえ、小中一貫教育制度の仕組みに当てはめて考察した結果、次の学校施設整備が今後の七ヶ宿町にとって最適であると考えられるため、本検討委員会に提案・承認されました。

類 型 : 義務教育学校  
設 置 者 : 七ヶ宿町  
就 業 年 数 : 9 年

## 第3 学校施設の整備方針

### 1 学校施設整備に関する基本的な考え方

児童生徒にとって安全で豊かな教育環境を確保するとともに、教職員同士や児童生徒、地域の方々とのコミュニケーションを活性化し、教職員がより効果的に授業の準備や研修、様々な校務を行うことができるよう、職員室や準備室、事務室を含む執務環境や施設の配置、諸室のゾーニング等を検討する際の基本的な考え方は以下のとおりとします。

#### (1) 敷地内の配置・動線について

- ア 日当たりが良い校舎で、広いグランド環境を確保します。
- イ 歩車分離や安全な歩行空間の整備等を検討し、通学の安全性に配慮します。
- ウ 除雪車両や給食配送車両の動線を考慮します。
- エ 地域開放する施設は、セキュリティや安全面に配慮した配置や動線とします。

#### (2) 諸室について

- ア 前期、後期課程の児童生徒が共用する場所は、体格差に配慮した配置・設備とします。
- イ 普通教室の配置は、採光に配慮します。
- ウ 管理諸室から正門や昇降口、校庭等を見守ることができ、死角を少なくします。

### 2 学校施設整備に関する具体的な考え方

学校施設の整備に関する基本的な考え方を踏まえた整備の具体的な考え方は、次の3つのコンセプトに基づくこととします。

- 「よりよい教育環境の実現」
- 「安全・安心で機能的な環境の確保」
- 「地域に開かれ、地域の核となる学校」

これらの3つのコンセプトに基づく具体的な施設整備の考え方は次のとおりとします。

#### (1) よりよい教育環境の実現

- ア 温もりのある空間とするため、内装は、木質材を積極的に活用します。
- イ ICTを活用した教育活動に対応するため、高速大容量のネットワーク環境を整備します。
- ウ 普通教室は、教育のデジタル化を踏まえた広さを確保します。
- エ 特別教室は、児童生徒の利用のしやすさに十分配慮したうえで、可能なかぎり複合化を図

ります。

オ 特別支援教室は、児童生徒数や障がいの種別による違いを考慮しつつ、簡易な壁で仕切ることができるなど、柔軟性と汎用性について考慮します。

カ 教育課程の区分ごとに特色あるオープンスペースを配置し、多様な授業、学習形態が行える空間とします。また、異学年交流等が図れるスペースを検討します。

キ 学校図書館は、児童生徒、教員の憩いの場となるよう、開放的な空間とし、

I C T環境を充実させるとともに、アクセス性などにも考慮します。

ク 子どもたち一人ひとりに応じた個別の指導や相談をより一層充実するため、十分な数の相談室等を計画します。

ケ 屋内運動施設は、校舎からの動線、授業数や部活動の利用実態を考慮し、施設整備について検討します。

コ 職員室は、教職員が一体感をもって教育活動を進めていくことができる配置を検討します。また、教職員の打合せスペース、休憩スペースや体調不良時に安静に休めるスペースを検討します。

サ グラウンドは原則200mトラックが確保できるスペースを確保します。グラウンドにはその他バックネット、テニスコート等を整備します。

シ 敷地内には、鉄棒や遊具等を整備します。

ス 緑地帯や植栽等の活用により、うるおいのある環境を整備します。

## (2) 安全・安心で機能的な環境の確保

ア 防災性、耐火性能及び防犯対策に配慮します。

イ 施設を利用する全ての人が、安全かつ円滑に利用できるよう、ユニバーサルデザインに配慮するとともに、エレベーターや多目的トイレの設置を含めバリアフリー施設とします。

ウ 歩行者と車両の動線を分離し、安全を確保します。

エ 災害時における児童生徒、教職員、地域住民等の避難所となることを想定し、防災拠点としての機能を確保します。

オ 児童生徒、教職員及び学校を訪れる地域住民等の安全や利便性を確保するため、駐車場、送迎用の駐車場等を整備します。

## (3) 地域に開かれ、地域の核となる学校

ア 地域の活動や学校を支援する活動を行う人たちが交流できるスペースを確保します。

イ 校舎の一部や校庭は地域に開かれた利用を想定し、地域の活性化を図る場として検討します。その際、教育施設とのセキュリティなど、ゾーニングについて十分考慮します。

(4) その他施設整備において特筆すべき事項

- ア 配置計画については、明快で分かりやすい配置とするとともに、各エリアへの動線及びセキュリティなども含めて検討します。
- イ 建設コストやライフサイクルコスト縮減に配慮し、維持管理経費の削減や長寿命化を図ります。
- ウ 脱炭素化や防災機能向上のため、ZEB化を検討します。
- エ デジタル技術の発展などに備え、施設改修のしやすさに配慮します。
- オ 特別教室や集会施設等の複合化・集約化を検討し、必要な機能を確保しつつ、面積の縮減に努めるとともに、学校敷地の有効活用を図ります。
- カ 学校への入退管理にICTの活用を検討します。
- キ 全てのエリアについて、原則、空調機器を導入します。
- ク 学校敷地内に学童クラブ施設の設置を検討します。
- ケ 小学校敷地にある学校給食共同調理場施設の再編を検討します。

3 学校規模（必要面積）について

文部科学省の補助金等を活用する上で、文部科学省では学級数に応じた必要面積が示されており、建設（完成予定）時の学級数が基本として面積算出を行います。  
 必要諸室を確保した場合の概算面積は、現段階では次のとおり想定しています。今後も検討を継続し、基本計画策定時に確定させることとなります。

- (1) 校舎 主要構造未定 地上2階建 延面積5,000㎡程度
- (2) 体育館 主要構造未定 地上2階建 延面積1,400㎡程度

小学校と中学校の必要面積の総和が整備面積の上限であり建設規模となります。

※ 今回の面積算定はあくまでも参考とし、確定したものではありません。

参考1 文部科学省基準による校舎等の必要面積  
 【文部科学省基準による校舎等の必要面積（上限面積）】  
 (1級積雪寒冷地補正、多目的教室加算あり) ( )内は現在の保有面積

	条件	校舎	屋内運動場	武道場	計
小学校	普通6学級	3,294㎡	922㎡	該当なし	4,216㎡
	特別支援1学級	(2,087㎡)	(852㎡)		(2,939㎡)
中学校	普通3学級	2,952㎡	1,162㎡	該当なし	4,114㎡
	特別支援1学級	(2,204㎡)	(633㎡)		(2,837㎡)
計	普通9学級	6,246㎡	2,084㎡		8,330㎡
	特別支援2学級	(4,291㎡)	(1,485㎡)		(5,776㎡)

公立学校建物の校舎等基準表（抜粋）

資料…公立学校施設費国庫負担金等に関する関係法令等の運用細目より(平成18年7月13日  
18文科施第188号文部科学大臣裁定 最終改正 令和5年4月1日)

■ 小学校基準

① 学級数に応ずる校舎必要面積

校 舎		(構造 : R, 単位 : m <sup>2</sup> )
学級数 (特別支援学級を除く)	面積の計算方法	
1学級及び 2学級	769 + 279 (N - 1)	
3学級から 5学級まで	1,326 + 381 (N - 3)	
6学級から 11学級まで	2,468 + 236 (N - 6)	
12学級から 17学級まで	3,881 + 187 (N - 12)	
18学級以上	5,000 + 173 (N - 18)	

1. N…学級数 (特別支援学級を除く)
2. 特別支援学級を置く学校の必要面積は、上表によって計算された必要面積に特別支援学級1学級につき168m<sup>2</sup>を加えた面積とする。
3. 多目的教室を設ける学校の必要面積は、学級数 (特別支援学級を含む) に応ずる必要面積に1.108を、多目的教室及び少人数授業用教室 (少人数授業に対応した多目的教室を含む。) を設ける学校の必要面積は、学級数 (特別支援学級を含む。) に応ずる必要面積に1.180を乗じて得た面積とする。
4. 上表の基準は、温暖地の学校の場合であって、当該学校の所在地の積雪寒冷度に応じて行う補正 は次表のとおりである。

一級積雪寒冷地域	二級積雪寒冷地域
32m <sup>2</sup> × N*	16m <sup>2</sup> × N*

※特別支援学級を含める

※普通教室 6、特別支援教室 1、多目的教室を設定、二級積雪寒冷地域の場合 普通教室 2,468m<sup>2</sup> + 236m<sup>2</sup> × (6学級 - 6) = 2,704m<sup>2</sup>

特別支援学級 168m<sup>2</sup> × 1学級 = 168m<sup>2</sup>

(2,704m<sup>2</sup> + 168m<sup>2</sup>) × 1.108 = 3,182.176m<sup>2</sup>

積雪寒冷地 7学級 × 16m<sup>2</sup> = 112m<sup>2</sup>

3,182.176m<sup>2</sup> + 112m<sup>2</sup> = 3,294.176m<sup>2</sup> → 必要校舎面積 3,294m<sup>2</sup>

② 学級数に応ずる屋内運動場必要面積

屋内運動場 (集会室含む)

積雪寒冷地 (単位 : m <sup>2</sup> )	
学級数 (特別支援学級を含む)	面 積
1学級 ~ 9学級	922
10学級 ~ 11学級	1,092
12学級 ~ 23学級	1,258
24学級 以上	1,552

必要屋内運動場面積 922 m<sup>2</sup>



■ 中学校基準

① 学級数に応ずる校舎必要面積

校舎	(構造：R, 単位：m <sup>2</sup> )
学級数 (特別支援学級を除く)	面積の計算方法
1学級及び 2学級	848 + 651 (N - 1)
3学級から 5学級まで	2,150 + 344 (N - 3)
6学級から11学級まで	3,181 + 324 (N - 6)
12学級から17学級まで	5,129 + 160 (N - 12)
18学級以上	6,088 + 217 (N - 18)

1. N…学級数 (特別支援学級を除く)
2. 特別支援学級を置く学校の必要面積は、上表によって計算された必要面積に特別支援学級1学級につき168m<sup>2</sup>を加えた面積とする。
3. 多目的教室を設ける学校の必要面積は、学級数 (特別支援学級を含む) に応ずる必要面積に1.085を、多目的教室及び少人数授業用教室 (少人数授業に対応した多目的教室を含む。) を設ける学校の必要面積は、学級数 (特別支援学級を含む。) に応ずる必要面積に1.105を乗じて得た面積とする。
4. 上表の基準は、温暖地の学校の場合であって、当該学校の所在地の積雪寒冷度に応じて行う補正は次表のとおりである。

一級積雪寒冷地域	二級積雪寒冷地域
32m <sup>2</sup> × N*	16m <sup>2</sup> × N*

※特別支援学級を含める

※普通教室3、特別支援教室1、多目的教室を設定、二級積雪寒冷地域の場合 普通教室 2,150m<sup>2</sup> + 344m<sup>2</sup> × (3学級 - 3) = 2,494m<sup>2</sup>

特別支援学級 168m<sup>2</sup> × 1学級 = 168m<sup>2</sup>

(2,494m<sup>2</sup> + 168m<sup>2</sup>) × 1.085 = 2,887.27m<sup>2</sup>

積雪寒冷地 4学級 × 16m<sup>2</sup> = 64m<sup>2</sup>

2,887.27m<sup>2</sup> + 64m<sup>2</sup> = 2,951.27m<sup>2</sup> → 必要校舎面積 2,952m<sup>2</sup>

② 学級数に応ずる屋内運動場必要面積

屋内運動場 (集会室含む)

積雪寒冷地	(単位：m <sup>2</sup> )
学級数 (特別支援学級を含む)	面積
1学級 ~ 7学級	1,162
8学級 ~ 13学級	1,237
14学級 ~ 33学級	1,511
34学級 以上	1,515

必要屋内運動場面積 1,162m<sup>2</sup>

#### 4 学校の設置候補地について

本業務では上位計画等を検討し進めてまいりました。共同調理場設置、交通の便、敷地形状、避難所としての建物活用など多様な角度から考察しました。

##### (1) 計画候補地の概要

案1：七ヶ宿小学校敷地（白石高校七ヶ宿校、共同調理場含む） ⇒ 増・改築

案2：七ヶ宿中学校敷地（町民グラウンド含む） ⇒ 新築

##### 【事業候補地の適正比較表】

区分	七ヶ宿小学校	七ヶ宿中学校
用途地域	都市計画区域外	都市計画区域外
水害ハザードマップ	浸水区域対象外	浸水区域対象外
埋蔵文化財	区域外	区域外
土砂災害区域	一部警戒区域	一部警戒区域
スクールバスの乗り入れ	可能	可能
敷地内他施設	共同調理場 白石高校七ヶ宿校	
計画地情報		
敷地面積	25,920㎡	34,285㎡
校舎面積	2,087㎡	2,204㎡
屋内運動場	852㎡	633㎡
付帯施設面積	共同調理場 270㎡	

##### (2) 新たな敷地検討を行わない理由

- ア 上位計画及び検討の妥当性・優位性が明確です。
- イ 新たな用地選定や地権者交渉に時間を要し、開校が遅れる可能性があります。
- ウ 用地取得及び造成に多大な経費を要します。

学校施設の整備に関する基本的な考え方及び学校施設の整備の具体的な考え方を踏まえた施設とするため、校舎、屋内運動場及び屋外運動場その他施設の配置を考慮し、特に次の点に留意します。

「災害時には避難所となる施設のため、土砂災害警戒区域を避けます」

「用途地域や埋蔵文化財地域などを良く調査し考慮するほか、学校給食共同調理場や放課後児童クラブの運営に支障がないよう留意します」

改めて本業務で建設工期短縮・事業費圧縮を追加検討した結果、総合的に有利であるため、次の事業地に決定しました。

設置場所：七ヶ宿中学校及び町民グラウンド敷地内

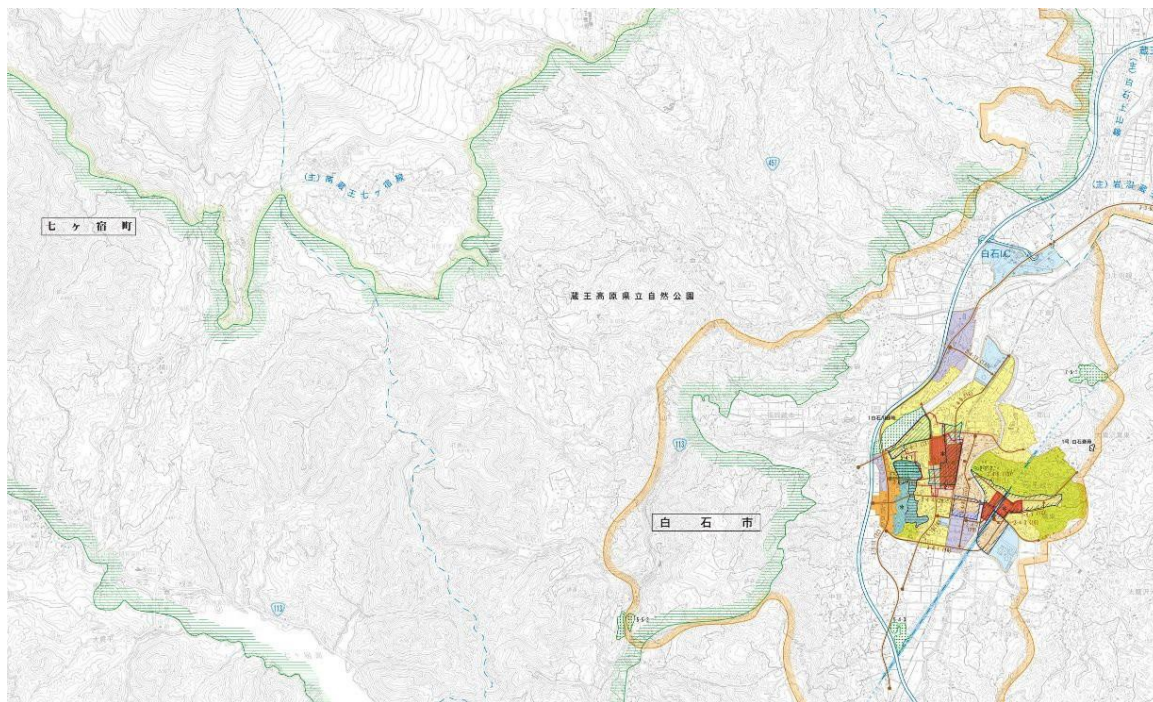
(参考資料)

(1) 用途地域図

七ヶ宿中学校及び町民グラウンドは都市計画区域外です。

※七ヶ宿町は全域「都市計画区域外」(建築条件や規制、防火地域の設定なし)

※1ヘクタールを超える造成を行うときは建築基準法第29条が適用



宮城県ホームページ都市計画図・用途地域図より

(2) 土砂災害警戒区域

七ヶ宿中学校及び町民グラウンドの一部は土砂災害警戒区域に該当します。



宮城県ホームページ土砂災害警戒区域等指定箇所(刈田郡七ヶ宿町)より

## 5 国の補助金等の活用について

学校施設の建設には、多額の費用が必要になることから、国の補助金等を最大限活用し、町の持ち出しを最小限に抑えながら建設します。活用する可能性のある補助事業等は次のとおりですが、他にも有利な事業を探求しながら進めます。

### (1) 補助金

#### ア 公立学校施設整備費負担金（文科省）

対 象：校舎、体育館、給食施設等の新增築（教室不足の解消、学校統合）太陽光発電等設置（再生可能エネルギー施設の整備）

負担割合：5.5 / 10（過疎地域）、1 / 2（通常）

#### イ 建築物等のZEB化・省CO2化普及加速事業（環境省）

対 象：民間企業、独立行政法人、学校法人、医療法人、地方公共団体等（新築／既築の建築物ZEB化に資するシステム・設備機器等の導入支援）

負担割合：ZEB 1 / 2    Nearly ZEB 1 / 3    ZEB Ready 1 / 4  
（ランクにより変動 上限有）

#### ウ デジタル田園都市国家構想交付金「デジタル実装タイプ」（内閣府）

対 象：地方自治体

デジタルを活用した地域の課題解決や魅力向上の実現に向けて、取組を行う地方公共団体に対し、その事業の立ち上げに必要な経費を支援。

負担割合：TYPE 1 及びTYPE 2 1 / 2（他地域等で既に確立されている優良モデルケースとなり得る取組）

※ R7年度より事業内容変更有

### (2) 認定制度

#### ア エコスクール・プラス（Eco schoolプラス）

エコスクール・プラスとは、文部科学省、農林水産省、国土交通省、環境省が連携協力して、学校設置者である市町村等がエコスクールとして整備する学校を、「エコスクール・プラス」として認定するもの。

認定を受けた学校が施設の整備事業を実施する際に、関係各省より補助事業の優先採択などの支援を受けることができる。また、「地域脱炭素ロードマップ（令和3年6月9日第3回国・地方脱炭素実現会議決定）」に基づく脱炭素先行地域などの学校のうち、ZEB Readyを達成する事業に対し、文部科学省から単価加算措置（8%）の支援がある。

## 6 工程計画（案）

基本計画の一部を前倒しするほか、基本計画と基本設計を同一年度にて行うことで事業工程短縮を計画します。新校舎や新体育館が完成するまでは既存の施設を使用し、完成後に引っ越した後に解体することで、仮設校舎や仮設体育館を使わずに建設コストを抑えます。

	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
基本構想							
基本計画							
基本設計							
実施設計							
建設 解体				新校舎建設			
					既存校舎解体		
						体育館新設	
							既存体育館解体